

被相続人の稼働能力に見合う以上の給料を支給したとして財産分与額を増額した事例

【文献種別】 決定／大阪高等裁判所

【裁判年月日】 平成31年2月15日

【事件番号】 平成30年（ワ）第1323号

【事件名】 特別縁故者に対する相続財産分与審判に対する抗告事件

【裁判結果】 変更（確定）

【参照法令】 民法958条の3

【掲載誌】 判時2431・2432号合併号97頁、判タ1470号89頁、家庭の法と裁判24号91頁

◆ LEX/DB 文献番号 25564972

新潟大学名誉教授 南方 暁

事実の概要

被相続人Aは知的能力が十分でなかったが、昭和30年頃、抗告人Xの父X₁に雇用され、X₁や近隣住民の支援（食事や衣類の差入れ等）を受けながら安定した生活を送ってきた。Xは昭和47年10月、父から家業を引き継ぎ（X 26歳、A 42歳）、家業が順調とはいえない中、平成12年12月末に経営不振を理由にAを解雇するまで（A 70歳）、Aを雇用し続けたほか、食事を含む生活支援もしていた。平成13年2月、Aは自宅で倒れているのをXの母により発見され、病院へ搬送後、施設に入所した。Xは入院や施設入所に伴う諸手続を行い、月に3回以上はAを見舞い、外出に付き添い、施設からの連絡に適時対応をしたほか、Aの依頼を受けて財産管理を続けた。平成19年8月、Aの依頼でAの自宅処分をめぐる紛争を処理した上、その土地を駐車場として賃貸しAの収入とした。Xは、平成13年以降、上記の財産管理を詳細に記録しAに説明し、Aは異論を唱えなかった。平成21年8月、AとXはAの生活および財産管理に関する委任契約とXを任意後見受任者とする任意後見契約を締結した。Aは平成25年3月に全介助を要する寝たきり状態になり、Xは平成28年10月に任意後見監督人選任を申し立て司法書士が任意後見監督人に選任されたが、Aは同年に死亡した（X 70歳、A 86歳）。なお、Aには相続人がいなかったため、XはA死亡後に必要な手

続や法要を執り行い、Aの相続財産管理人選任を申し立てるなど相続財産の管理事務に協力した。原審は、Xを特別縁故者と認定し、相続財産分与額は相続財産総額4120万円のうち800万円としたのでXが抗告した。

決定の要旨

「Aの相続財産の相応の部分がXによる経済的援助を原資としていることに加え、Aの死亡前後を通じてのXの貢献の期間、程度に照らすならば、Xは、親兄弟にも匹敵するほどに、Aを経済的に支えた上、同人の安定した生活と死後縁故に尽くしたといえることができる。したがって、Xは、被相続人の療養看護に努め、Aと特別の縁故があった者（民法958条の3第1項）に該当する……X自身とAとの縁故の期間（A 42歳から86歳）や程度のほか、相続財産の形成過程や金額など一件記録に顕れた一切の事情を考慮すれば、Aの相続財産からXに分与すべき額について、2000万円とするのが相当である。」

判例の解説**一 本判決の意義**

原審は、申立人が特別縁故者に当たるとした上で、長期にわたる生活全般を支援し精神的支えになっていたことなど一切の事情を考慮して相続財

産分与額を決定したが、雇用主であった申立人が被相続人に支払った給与は被相続人の労働への対価以上のものではないとして考慮しなかった¹⁾。本件は、原審同様に特別縁故者に該当すると認定したが、加えて、申立人が被相続人の稼働能力に見合う以上の給与を支払い続けることによって被相続人の財産形成に寄与したこと、被相続人の財産の維持管理および運用を適切に行ったことも評価して相続財産分与額を増額した点に意義がある。

二 判例

1 特別縁故者への相続財産分与の判断

特別縁故者への相続財産分与は、「特別の縁故の存在」と「分与の相当性」が要件とされている²⁾。特別縁故者への相続財産分与は、①特別縁故者として財産分与請求をした者（以下すべて申立人という）が被相続人と生計を同じくしていた、②申立人が被相続人の療養看護に努めた、③申立人が被相続人と特別の縁故があった場合に認められるが（民法958条の3第1項）、前二者は特別縁故の例示とされている³⁾。ただし、特別縁故者に該当した場合でも直ちに分与が認められるのではなく、相続財産分与が相当であると判断された上で、相当な相続財産の分与がなされることになる⁴⁾。そして、条文には明記されていないが、相続財産を申立人に贈与あるいは遺贈するという被相続人の意向の存在も重視されている⁵⁾。

2 特別縁故者該当性と相続財産分与の相当性

本件は、申立人が労働への対価以上の給料を被相続人に支払い続けたことを新たな事情としてとりあげ、また、被相続人の財産管理・形成・運用を適切に行ったことを濃密な縁故関係を示す事情とした上で、①申立人は特別縁故者に該当する（特別縁故者該当性）、②相続財産分与額の増額を認める（相続財産分与の相当性）としたものである。なお、本件に限らず、特別縁故者として相続財産分与を決定する場合には、複数の事情が検討されることが多い。

本件で触れられた「療養看護に努めた者」には、被相続人が感謝のしるしとしてその者に財産を贈与し又は遺贈したであろうと思われる事情にある

近親者、近隣の者、看護師、附添婦、知人などが想定されている⁶⁾。なお、療養看護の期間については短期でも療養看護に該当するとした事例がある（秋田家審昭39・11・2家月17巻1号118頁）。次に、「その他被相続人と特別の縁故があつた者」は、「被相続人と自然的血縁関係は認められるが認知がないために相続権を認められない親、子、祖父母、孫、兄弟姉妹とか、もともと相続権はないが相続権者に次ぐ近親者である伯叔父母や従兄弟姉妹、恩師友人などで被相続人が生前庇護を受けた者」と解されている（大阪高決昭44・12・24家月22巻6号59頁）⁷⁾。ただし、療養看護またはその他特別な縁故については、「通常親族がなし又はなすべき相互扶助の程度を超えて援助、協力してきた」（東京高決平1・8・10家月42巻1号103頁）など、申立人と被相続人の間で通常期待されている看病や身の回りの世話を超えるものが求められている⁸⁾。とりわけ、申立人に対価が支払われている場合には「対価としての報酬以上に勤勉に稼働し、被相続人のために尽した」（神戸家審昭51・4・24判時822号17頁）⁹⁾、有償で援助を提供する介護施設の場合には「社会福祉法人として通常期待されるサービスの程度を超え、近親者の行う世話に匹敵すべきもの（あるいはそれ以上のも）」（名古屋高金沢支決平28・11・28判時2342号41頁）といわれ、特別縁故関係は通常の支援や貢献では認められないことが多い（長崎家審平2・1・26家月42巻9号41頁など）。

相続財産分与の額と種類の決定は、「被相続人と特別縁故者との縁故関係の厚薄、度合、特別縁故者の年齢、職業等に加えて、相続財産の種類、数額、状況、所在等の記録に現れた一切の事情を考慮して、上記分与すべき財産の種類、数額等を決定すべきものである」（広島高決平15・3・28家月55巻9号60頁）とされ、相続財産分与額の変更（分与額を増額・減額¹⁰⁾・変更なし¹¹⁾を含む）場合も、この解釈が適用されることになる。先例では、「原審の定めた金額はやや低額」（大阪高決平20・10・24家月61巻6号99頁）である、申立人の貢献の度合いが非常に高い（大阪高決平4・3・19家月45巻2号162頁）、療養看護は財産管理より縁故の度合いが濃密である（広島高決平15・3・28家月55巻9号60頁）、申立人と被相続

人との間には親族関係がある（大阪高決平4・3・19家月45巻2号162頁）、申立理由と申立人の状況（東京高決平26・5・21判タ1416号108頁）などの事情に言及して原審の判断が変更されているが、変更理由を明示しない事例もある（東京高決昭55・4・21判時966号34頁）。

先例から判断すると、特別縁故者該当性や相続財産分与の相当性に関する原審の結論を変更するにあたっては、原審では触れられなかった事情を新たに加える、または原審で触れられた事情を改めて評価するなどがなされている。

三 学説

1 特別縁故者該当性と相続財産分与の相当性

学説は特別縁故者制度および特別縁故者該当性に関していくつかの論点で見解が分かれるが¹²⁾、本件には直接かかわるものはない¹³⁾。一方、相続財産分与額および種類の変更についての詳細な議論はなされていない¹⁴⁾。また、家庭裁判所が「相当と認める」という場合の、相当性については解釈が分かれている。申立人が特別縁故者として相続財産分与を申し立てると、①特別縁故者該当性の判断、②特別縁故者に該当する者への相続財産分与の可否、③分与される相続財産の額および種類の決定という過程をたどる。この過程で①は②を含むので相当性は③に関わるとする見解¹⁵⁾と②③両方に関わるとする見解¹⁶⁾とに分かれている。本件を含む多くの先例は、特別縁故者に該当すると判断して、ただちに相続財産分与額や種類の検討に入っているが、分与の是非を検討しているものもある¹⁷⁾。多くの先例とは異なるが、特別縁故者への相続財産分与は①②③の過程を経て確定し、相当性は②③に関わるとする解釈が理論的と思われる¹⁸⁾。

2 相続財産分与増額と考慮される事情

被相続人の財産管理や運用が特別縁故性を認める事情とする先例はあるが¹⁹⁾、本件のように、緻密適切な相続財産管理をしたこと、被相続人の財産の有効利用に奔走したこと、申立人が被相続人に対して稼働能力以上の給料を支払い続けることで相続財産形成に貢献したことなどは、特別縁故者該当性だけでなく相続財産分与額の増額を補

強する事情としてよいと思われる。そして、本件のように相続財産分与変更の場合には、変更理由をできるだけ明示すべきであり、特に減額や種類の変更（東京高決昭55・4・21判時966号34頁）²⁰⁾に当たっては丁寧な説明が必要であろう。申立人の一人が抗告して相続財産分与額を争った事例では、「原審申立人の被相続人に対する関わり方を、民生委員は、普通ではなかなかできないことと評価している」「もし被相続人が遺言をしたとすれば遺贈の対象となったであろうと思われる者」とされたにもかかわらず、詳細な説明のないまま抗告しなかった原審申立人の分与額が500万円から300万円に減額されてしまった（名古屋高決平8・7・12家月48巻11号64頁）²¹⁾。制度上は問題のない判断であったとしても、原審申立人は減額を知って狐に抓まれたような気持ちになったのではないかと思われる²²⁾。

財産分与額が増額された本件でも相続財産の半分程度が認められたにとどまった根拠は明らかでない。申立人は、知的障害をもった者を雇用しただけでなく稼働能力以上の給与を支払い続けており、知的障害者の雇用に関する法が改正された1987年のはるか前から、親子二代にわたって知的障害者の雇用を実践していた。近年、介護施設の特別縁故性をめぐる議論において、家庭裁判所は相続財産の配分を社会政策の一つとして位置付け、その観点にたって判断してもよいのではないかという指摘を考えると²³⁾、本件では申立人に全額分与すべきであると断言はできないが²⁴⁾、裁判所は、特別縁故性の度合いが高いと認めたにもかかわらず総相続財産の半分程度を分与したことについて、被相続人の遺志の推断を含めて詳細に説明してもよかったのではなからうか。

●—注

- 1) 原審の原文を入手できなかったので本判決の解説から引用した（家庭の法と裁判24号92頁、LEX/DB25564972【判示事項】[判例タイムズ社]）。
- 2) 潮見佳男編『新注釈民法(19)相続(1)』（有斐閣、2019年）719頁[常岡史子]。
- 3) 潮見編・前掲注2）719頁。なお、生計の同一と療養看護を優先的に扱う審判例があり、例示とはいえないとの指摘がある（丸山茂「特別縁故者と被相続人の意思——最近の審判例から」神奈川ロー9号（2016年）36頁）。
- 4) 「特別縁故者に該当するかどうか、分与するのが相当か

- どうか、分与するとすればどれだけの数額、分量のものを分与するのが相当かなどという相当性」が審理対象である（岡垣学＝加藤令造編『家事審判法講座』（判例タイムズ社、1967年）212頁）。
- 5) 大阪家堺支審昭43・3・17家月20巻9号103頁。なお、潮見佳男『詳解相続法』（弘文堂、2018年）109頁は疑問とする。
- 6) 事実上の祖母と孫（東京家審昭47・1・19家月25巻3号98頁）、被相続人の姪の子（秋田家審昭39・11・2家月17巻1号118頁）、五親等の血族（鹿児島家審昭38・11・2家月16巻4号158頁）、看護師（神戸家審昭51・4・24判時822号17頁）、被用者（大阪高決昭44・12・24家月22巻6号59頁、大阪高決平4・3・19家月45巻2号162頁）、教え子（大阪家審昭38・12・23家月16巻5号176頁）、知人（大阪家審昭52・3・15家月30巻1号94頁）、勤務先（大阪家審昭51・12・4家月29巻6号42頁）、介護施設（高松高決平26・9・5金法2012号88頁、名古屋高金沢決平28・11・28判時2342号41頁）。
- 7) 相続人ではない親族は、特別寄与者として特別寄与料の請求ができるようになった（2018年改正民法1050条）。
- 8) 秋田家審昭39・11・2家月17巻1号118頁などは通常以上という条件には特に触れない。
- 9) 低額の報酬（大阪高決平4・3・19家月45巻2号162頁）。
- 10) 名古屋高決平8・7・12家月48巻11号64頁、東京高決平27・2・27家庭の法と裁判8号77頁。
- 11) 高松高決昭48・12・18家月26巻5号88頁。
- 12) 谷口知平＝久貴忠彦編『新版注釈民法(27)相続(2)〔補訂版〕』（有斐閣、2013年）747～755頁〔犬伏由子〕。
- 13) 本件は、被相続人が対価を支払ったのではなく、申立人が被相続人へ対価を支払った事例である。
- 14) 谷口＝久貴編・前掲注12)747～751頁、潮見編・前掲注2)722頁。変更への疑問として松本タミ「民法953条の3にいわゆる特別縁故者にあたることとされた事例」香川大学経済論叢53巻3号（1980年）1196～1197頁。
- 15) 久保野恵美子「特別縁故者に対する相続財産分与」法時89巻11号（2017年）65頁注16は、多くの事例では特別縁故者の判断に相当性が含まれると解している。梶村太市『判例からみた相続人不存在の場合における特別縁故者への相続財産分与審判の実務』（日本加除出版、2017年）481頁は、「相当性の判断基準」は特別縁故者該当性の判断基準と重なる部分が多いとし、「相当性」は「特別縁故者に該当するとして、それでは被相続人の相続財産中どの財産を誰にどれだけ分与するかという問題」とするが、46頁の記述は②③を含むとも解される。
- 16) 松川正毅＝窪田充見編『新基本コンメンタール相続』（日本評論社、2016年）173頁〔副田隆重〕、谷口＝久貴編・前掲注12)747～751頁は、「相当性」に関して「分与の割合と基準」「全部分与と一部分与」「多年経過後の申立」が含まれている。犬伏由子ほか『親族・相続法〔第2版〕』（弘文堂、2016年）332頁。
- 17) 公序良俗（仙台家審昭47・1・25家月25巻2号112頁など）、申立人の不当な行為（東京高決平20・8・19家月62巻3号60頁など）、申立期間徒過（大阪家審昭39・7・22家月16巻12号41頁）などの事例参照。
- 18) 久保野・前掲注15)65頁注16は特別縁故者の該当性、相続財産分与の相当性、分与される額および種類の決定は理論的に異なる事項であると指摘する。
- 19) 財産管理（東京家審昭41・5・13家月18巻12号52頁）、無報酬で被相続人の財産形成に貢献（神戸家審昭51・4・24判時822号17頁）、財産管理と資産活用（神戸家審昭43・9・2家月21巻3号73頁）。
- 20) 松本・前掲注14)1197頁。
- 21) 同様な事例として東京高決平27・2・27家庭の法と裁判8号77頁。不利益変更が禁止されないために生じる結果である（加藤新太郎＝前田陽一＝本山敦編『実務精選120離婚・親子・相続事件判例解説』（第一法規、2019年）218頁〔副田隆重〕参照）。
- 22) 法律家でない当事者が裁判結果を納得することについては、尾崎一郎「現代的法機能と秩序」和田仁孝編『法社会学』（法律文化社、2006年）33～34頁参照。
- 23) 潮見・前掲注5)109頁、久保野・前掲注15)69頁、羽生香織「新・家族法研究ノート（第23回）業として被相続人の療養看護を行った福祉施設の特別縁故者該当性〔高松高裁平成26.9.5決定〕」司法書士522号（2015年）70頁。なお、親密圏の構築との関係では梶村・前掲注15)485頁。松原正明「予防訪問介護サービスの提供等をした地方公共団体の特別縁故者該当性」リマークス55号（2017年）73頁は疑問とする。
- 24) 本山敦「新・家族法研究ノート第3期第22 特別縁故者2題」司法書士578号（2020年）51頁。